

# 第55回町村議会議長全国大会

～真の分権型社会の実現を目指して～

と き 平成23年11月16日

ところ N H K ホール

## 全国町村議会議長会



# 目 次

大会次第 .....	1
宣 言 .....	2
決 議 .....	4
東日本大震災からの早期復興に関する特別決議 .....	6
真の分権型社会の実現に関する特別決議 .....	8
町村税財源の充実強化に関する特別決議 .....	10
社会保障改革に関する特別決議 .....	12
要 望	
第 1 東日本大震災からの早期復興 .....	17
第 2 分権型社会の実現 .....	22
第 3 町村財政の強化 .....	24
第 4 議会の機能強化 .....	29
第 5 監査機能の充実強化 .....	33
第 6 農業・農村振興対策の強化 .....	35
第 7 森林・林業・山村振興対策の強化 .....	41
第 8 水産業・漁村振興対策の強化 .....	46

第 9	中小企業振興対策の強化	50
第 10	環境保全対策の推進	53
第 11	情報化施策の推進	57
第 12	地域保健医療の向上	59
第 13	医療保険制度の改善	62
第 14	老人保健福祉対策の充実強化	65
第 15	少子化・社会福祉対策の強化	67
第 16	教育・文化の振興	70
第 17	生活環境施設の整備促進	73
第 18	国土保全・防災対策の充実強化	75
第 19	地域改善対策の推進	79
第 20	交通体系の整備促進	81
第 21	国土政策の推進	83
第 22	北方領土の早期返還の実現及び竹島の領土権確立...	86
第 23	基地対策の推進	88
第 24	特定地域の振興	90

## 各地区要望

- |     |  |     |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望（北海道地区）                  | 99  |
| 第 2 | 東北地方における高速自動車国道等の整備促進に関する要望（東北地区）                | 100 |
| 第 3 | 関東地方における高速交通体系の建設促進に関する要望（関東地区）                  | 102 |
| 第 4 | 北信越地方における高速交通体系の整備促進に関する要望（北信越地区）                | 103 |
| 第 5 | 東海地方における高規格幹線道路網の整備促進に関する要望（東海地区）                | 106 |
| 第 6 | 近畿地方における高規格幹線道路網等の建設促進に関する要望（近畿地区）               | 108 |
| 第 7 | 中国地方における高速交通体系等の整備促進に関する要望（中国地区）                 | 109 |
| 第 8 | 「四国 8 の字ネットワーク」の早期整備及び本州四国連絡道路の通行料金等に関する要望（四国地区） | 110 |
| 第 9 | 九州地方における交通網の整備促進に関する要望（九州地区）                     | 112 |



# 大会次第

と き 平成23年11月16日

正午開会

ところ N H K ホール

- 1 開会のことば
- 2 国歌斉唱
- 3 会長あいさつ
- 4 宣言
- 5 来賓祝辞
- 6 来賓紹介
- 7 議長団選出
- 8 議事
  - (1) 要望
  - (2) 決議
  - (3) 特別決議
  - (4) 実行運動方法
- 9 ガンバローコール
- 10 閉会のことば

## 宣 言

我々町村は、国民の生命を支えるため、食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、長引く景気の低迷により、雇用情勢は悪化し、地域の活力は減退の一途をたどっている。さらに東日本大震災は、被災地のみならず我が国社会全体に大きな影響を及ぼしている。こうした中、町村は極めて厳しい状況に立たされている。

このような状況を打開し、地域再生のためには、東日本大震災の復興を早急に実施するとともに、自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

国は、地方分権改革を推進するため、本年、第1次一括法及び第2次一括法を制定し、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲を実施したところであるが、さらに、全国町村の声に十分耳を傾け、



真の分権型社会が実現されることを大いに期待するものである。

我々議会人は、本日、「第55回町村議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

平成23年11月16日

第55回町村議会議長全国大会

# 決 議

- 東日本大震災からの早期復興を期する
- 分権型社会の実現を期する
- 町村財政の強化を期する
- 議会の機能の強化を期する
- 農林水産業振興対策の強化を期する
- 中小企業振興対策の強化を期する
- 環境保全対策の推進を期する
- 情報化施策の推進を期する
- 地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する

- 少子社会対策、社会福祉対策の強化を期する
- 教育・文化の振興を期する
- 交通及び生活環境の整備促進を期する
- 国土政策の推進及び国土保全・防災対策の充実強化を期する
- 基地対策の推進を期する
- 特定地域の振興を期する

以上、決議する。

平成23年11月16日

第55回町村議会議長全国大会

## 東日本大震災からの早期復興に関する特別決議

本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国にとって未曾有の大災害をもたらし、社会全体に大きな影響を及ぼしている。

国は、これまで第1次及び第2次補正予算を策定、実施するとともに、本年6月には「東日本大震災復興基本法」を制定し、同7月には「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。

しかしながら、被災地の復旧・復興、さらには損害賠償は思うように進まず、特に、福島第一原子力発電所事故については、収束への道のりは遠く、ふるさとへの帰還の目途も立たないまま、避難を余儀なくされた方々の精神的苦痛は増すばかりとなっている。

こうした被災地の現状に鑑み、国は、支援体制を早急に強化し、復旧・復興を迅速に進める必要がある。よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

### 記

- 1 対応が遅れている復旧・復興事業が円滑に実施できるよう、第3次補正予算を速やかに実施するとともに、平成24年度以降においても引き続き必要な財源を確保すること。
- 2 地域主導による復興を迅速に進めるため、大胆な

規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」を早急に実現するとともに、東日本大震災復興交付金を充実・強化すること。

3 地域産業の再構築のため、被災地の農林水産施設の早期復旧・復興を進め、流通・加工業を一体的に再建する国家プロジェクトを実施するとともに、生活再建のための緊急雇用対策を早急に講じること。

4 福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、復旧・復興にかかる全ての経費については全額国庫負担とすること。

5 福島第一原子力発電所事故により、農林水産業、工業製品、観光産業等など各分野において生じた損害に対し、実態に応じた賠償金が速やかに全額支給されるよう体制の強化を図ること。

6 復興という名の下でのいかなる市町村合併も行わないこと。

以上、特別決議する。

平成23年11月16日

第55回町村議会議長全国大会

## 真の分権型社会の実現に関する特別決議

地域のことは、地域が責任を持って決める。このことこそ地方分権改革の基本であり、国は国家存立及び国家基本戦略に係る役割に専念し、地方のことは地方に任せるべきである。

本年、「国と地方の協議の場」が法制化されたことは、真の分権型社会の実現へのまさに第一歩であるが、地方分権改革推進委員会が勧告した国から地方への権限移譲や義務付け・枠付け等の多くの事項が手つかずのまま残されている。

真の分権型社会を実現するためには、更なる地方分権改革の推進が不可欠である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

### 記

- 1 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・税財源の移譲を進めること。

- 2 国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小等を早急に実施すること。
- 3 法令によって都道府県から市町村に権限移譲を行うにあたって、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。
- 4 住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。

以上、特別決議する。

平成23年11月16日

第55回町村議会議長全国大会

## 町村税財源の充実強化に関する特別決議

近年、権限・ひと・仕事・情報・カネなどが大都市に集中する一方で、多くの町村は人口減少が進み、地域間の格差は広がる一方である。

こうした中、町村が行財政運営を円滑に進めていくためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税の復元・増額と合わせ、一般財源の充実強化が不可欠である。

平成24年度予算の編成にあたっては、社会保障関係の経費が年々増大を続ける中、地方が自己の責任を十分果たせるよう、地方財政計画において財政需要を適切に反映した上で所要の財源を的確に確保すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

### 記

- 1 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の拡充を図ること。



- 2 地方交付税の法定率の引き上げを図るとともに、基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。
- 3 一括交付金の実施にあたっては、平成23年度実施された都道府県分の実行状況を検証した上で、町村の意見を十分取り入れること。
- 4 一括交付金の制度設計にあたっては、総額は少なくとも対象となる補助金・交付金等と同額を確保するとともに、離島・過疎等の条件不利地域に対する特別な補助金・交付金は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。

以上、特別決議する。

平成23年11月16日

第55回町村議会議長全国大会

## 社会保障改革に関する特別決議

平成23年7月1日、「社会保障・税一体改革成案」が閣議報告され、本格的な社会保障制度改革がスタートした。

当初、国庫補助事業のみを取り上げた社会保障制度が提示されたが、「国と地方の協議の場」における議論を踏まえ、地方の意見に沿ったものに修正されている。

この改革においては、国民の視点から見た将来の総合的な社会保障の全体像を明確に示すことが肝要であり、引き続き、国と地方が真摯な協議を行い、住民が安心して社会保障サービスが受けられる制度にすることが急務である。

また、同時に検討が行われている「社会保障と税に関わる番号」については、利便性の高い社会の実現のために不可欠であり、迅速な取り組みが必要である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

### 記

- 1 社会保障サービスとして定着している地方の事業については、その財源を国費と地方費に区分することなく、社会保障関係事業全体として把握し、そ

のあり方及び財源について、「国と地方の協議の場」等を通じ、実施主体である地方と十分に協議すること。

- 2 社会保障改革を安定的に推進するための地方財源を賄うため、偏在性の少ない安定的な地方消費税の拡充を行うこと。
- 3 「社会保障・税に関わる番号」については、国民の理解を十分に得るとともに、所要の法整備を迅速に行うこと。

以上、特別決議する。

平成23年11月16日

第55回町村議会議長全国大会



要

望



## 第1 東日本大震災からの早期復興

本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国にとって未曾有の大災害をもたらし、社会全体に大きな影響を及ぼしている。

国は、これまで第1次及び第2次補正予算を策定、実施するとともに、本年6月には「東日本大震災復興基本法」を制定し、同7月には「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。

しかしながら、被災地の復旧・復興、さらには損害賠償は思うように進まず、特に、福島第一原子力発電所事故については、収束への道のりは遠く、ふるさとへの帰還の目途も立たないまま、避難を余儀なくされた方々の精神的苦痛は増すばかりとなっている。

こうした被災地の現状に鑑み、国は、支援体制を早急に強化し、復旧・復興を迅速に進める必要がある。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

### 記

#### 1 復興特区の創設

「復興特区」の設置にあたっては、「国と地方の協議会」において被災地からの提案を真摯に受け止めるとともに、国

の関与は最小限とし、地域が主体的に策定した復興計画を速やかに実施できるようにすること。

## 2 復旧・復興のための財政措置

- (1) 被災自治体の復旧・復興に要する特別の財政需要等に対応するための地方交付税を別枠として加算措置すること。
- (2) 東日本大震災復興交付金については、住民が安心して暮らせるまちづくりを被災町村自らが迅速に進められるよう充実・強化すること。
- (3) 震災復興基金については、被災地の実情や被災者のニーズに即した復興対策を長期・安定的に実施できるよう財政措置を充実・強化すること。
- (4) 地方交付税の算定において、被災自治体や避難者を受け入れているあるいは職員を派遣している自治体の復旧・復興事業に係る財政需要については、通常の財政需要額とは別枠で確保すること。

## 3 災害廃棄物の迅速処理

がれきや被災自動車等の災害廃棄物の長期間に及ぶ集積により、事故の危険性や悪臭等の問題が生じており、それに係る撤去等必要な経費は、全額国の負担とするとともに、国の責任により最終処分地を早急に確立すること。



#### 4 被災者支援施策の充実・強化

- (1) 地震、津波等により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。
- (2) 津波被害地域の集団移転を促進するため、国による土地買上制度の創設や、防災集団移転促進事業の要件緩和を行うこと。
- (3) 今後の恒久的な住宅供給対策については、地元建設業者を活用した復興住宅の建設を進めるなど、被災地のニーズ・実情に即して柔軟に実施すること。

#### 5 地域産業の再構築

- (1) 壊滅的な被害を受けた地域産業を再構築するため、地元優先の雇用対策を早急に講じること。
- (2) 水産業の復興・復旧について、漁業と流通・加工業を一体的に再建する国家プロジェクトを実施するとともに、水産業に欠かせない漁港・漁場などの水産基盤施設の早急な復旧・復興を進め、生活手段を失った漁業者等に対しては、緊急雇用制度の拡充や働く場が確保されるまでの間の所得補償の実施など、手厚い生活補償を行うこと。

- (3) 農業・農村の復旧・復興について、農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置を充実するとともに、被災農業者の経営再建に向けた支援や制度資金における負担軽減措置を実施し、被災町村における産地づくりへの総合的な支援を行うこと。
- (4) 海水が冠水した農地において、除塩が完了するまで被災農業者に対し、きめ細やかな支援策を充実・強化すること。

## 6 原子力事故の早期解決

- (1) 原子炉の冷温停止状態を完全なものとし、原子力事故の早期収束を図ること。
- (2) 原子力政策は国策であり、原子力事故により生じた農林水産物、工業製品、観光産業等への風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、全て賠償の対象とするとともに、迅速に賠償金の支払いが実施できるよう、被災者・被災自治体等の意見を十分に踏まえて、国の責任において、必要な法的措置を講じること。
- (3) 放射性物質の汚染が著しい警戒区域と計画的避難区域の「特別地域」については、国は平成26年3月末での目標に向け、速やかに直接除染を行うとともに、年間被ばく線量が1ミリシーベルト以上の地域において町村が実施する除染費用については、全額国費とすること。

- (4) 汚染土壌、廃棄物、下水・浄水処理施設から発生する下水汚泥及びごみの焼却時に発生する飛灰等については、国の責任において、中間貯蔵施設の設置及び最終処分場を確保すること。
- (5) 原子力事故により避難を余儀なくされ、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、衣食住、雇用、教育等生活全般について、きめ細やかな支援策を充実・強化すること。
- (6) 原子力事故に伴う住民の健康管理にあたっては、国が責任をもって健康被害の防止を図るとともに、不安の払拭に向けた取り組みを強化すること。
- (7) 住民及び町村への情報提供は、正確かつ積極的に情報開示を行うとともに、住民全員が理解できるように分かりやすい広報に努めること。

## 7 市町村合併に断固反対

復興という名の下でのいかなる市町村合併及び合併を推進するための道州制の導入は行わないこと。

## 第2 分権型社会の実現

本年4月28日、かねて要望してきた「国と地方の協議の場」が法制化され、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくるための一歩が刻まれた。

しかしながら、地方分権改革推進委員会が勧告した事項のうち、権限移譲や義務付け・枠付け等の多くの事項が手つかずのまま残されており、真の分権型社会の実現のために、更なる地方分権改革の推進が不可欠である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

- 1 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・税財源の移譲を進めること。
- 2 地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で示された義務付け・枠付けの見直しについては、早急に実施するとともに条例制定権の拡大を図ること。
- 3 行政の簡素化を図るため、国の出先機関の廃止・縮小により国と地方の二重行政を解消すること。

- 4 法令によって都道府県から市町村へ権限移譲を行うにあたっては、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。
- 5 全国画一的な制度を見直し、町村の地理的状況や文化・歴史等を踏まえ、町村が主体的に選択、実施できる制度の検討を進めること。
- 6 住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。

### 第3 町村財政の強化

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるが、依然として深刻な経済・雇用情勢が続いている。

こうした中で、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進める一方、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税の復元・増額と合わせ、一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

#### 記

##### 1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせることを。
- (2) 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。

- (3) 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- (4) 分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事務所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。
- (5) 固定資産税は、平成24年度評価替えにあたっても安定的に確保できるようにし、償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。
- (6) 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。  
特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。
- (7) 町村にとって極めて重要な財源である自動車関係諸税（交付金を含む）については、現行の総額を確保すること。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。
- (9) たばこ税の税率引き上げにあたっては、市町村に及ぼす影響を勘案し、現行税込総額を確保すること。
- (10) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源

となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (11) ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (12) 森林の整備・保全を町村が実施していることに鑑み、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与すること。
- (13) 森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。

## 2 地方交付税制度の改革

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため名称を「地方共有税」に変更すること。  
また、国の一般会計を經由せず「地方交付税（地方共有税）及び譲与税特別会計」に繰り入れること。
- (2) 地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。
- (3) 地方交付税（地方共有税）の財源保障機能及び財政調整機能に則り、地方財政計画に町村の財政需要を適切に反映



させ、地方交付税の総額を復元・増額すること。

- (4) 国の政策減税の実施に伴って地方の財源不足が生じる場合には、地方交付税（地方共有税）の法定率を引き上げること。
- (5) 基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映すること。
- (6) 町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食糧生産、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。

また、現在、湖沼面積を自治体面積に含めて基準財政需要額を算定しているが、これを海域面積にも適用すること。

### 3 国庫補助負担金制度の改革

- (1) 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲、配分基準となる客観的指標の検討にあたっては、平成23年度実施された都道府県分の執行状況を検証した上で、町村の意見を十分取り入れること。
- (2) 一括交付金の制度設計にあたっては、離島・過疎等の条件不利地域に対する特別な補助金・交付金は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保する

こと。

- (3) 総額は、少なくとも一括交付金の対象となる補助金・交付金等の額と同額を確保すること。
- (4) 地域間格差の是正策を推進するとともに、一括交付金については財政力の弱い町村に手厚く配分すること。
- (5) 一括交付金における国の事前事後の関与や申請手続・実績報告事務等は極力省略・簡素化を図ること。
- (6) 国庫補助負担金に係る地方公共団体の超過負担については、速やかに完全解消を図ること。

#### 4 地方債の改善充実

- (1) 立ち遅れている社会資本整備を促進するため、地方債資金の所要総額の確保を図るとともに、良質な公的資金（特に、地方公共団体金融機構資金）を安定的に確保すること。
- (2) 高利の公的資金に係る地方債の繰り上げ償還及び金利の低減措置については、その条件を緩和するとともに、希望する全ての地方公共団体が対象となるよう運用の改善を図ること。

## 第4 議会の機能強化

地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていくことが求められる中、住民の代表機関として地方公共団体の最終意思決定を担う議会の役割と責任は格段に重くなることから、町村議会のさらなる機能強化を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 議会の自由度の拡大

- (1) 長期間の会期を設定し、必要に応じて会議を開く方式の導入にあたっては、その具体の運営は各地方公共団体の条例に委ねること。
- (2) 議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。
- (3) 地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が自律的にチェック機能を発揮するため、政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

## 2 議会と長の関係の見直し

- (1) 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- (2) 議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を過半数若しくは3分の2以上まで引き下げるとともに、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。
- (3) 一般的再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、長と議会両者の対立点を明確にするため、再議権の行使にあたっては、公聴会を開催するなど客観的基準を採用する制度に改めること。
- (4) 専決処分は、議会の議決権が軽視される一因となっているため、議会が「不承認」とした場合、その効力が存続するものは将来効力を失わせ、改めて提案させるなどの措置を義務付けること。
- (5) 決算が「不認定」の場合、再発防止、政策の変更、責任の所在の明確化について、長から議会への説明を義務付けること。
- (6) 予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とすること。

### 3 地方議会議員の位置付けの明確化

地方議会議員の職責・職務について法律上明確に位置付けること。

### 4 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、独立した議会事務局体制とするよう規定すること。

### 5 意見書の誠実処理

地方議会の意見書については、法令により誠実処理の義務を明文化すること。

### 6 地方議会議員選挙の活性化

- (1) 選挙権と被選挙権の格差をなくすため、被選挙権年齢を引き下げること。
- (2) 住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。
- (3) 公営選挙を拡大するため、町村においても選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターについては、市と同様、条例で無料とすることができるよう改めること。

## 7 公務災害補償制度の充実

地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。

## 8 共済組合年金制度への加入

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（地方議会議員年金廃止法案）に対する衆・参総務委員会の附帯決議を踏まえ、市町村長と同様、地方公務員の共済組合に加入できるよう検討すること。

## 第5 監査機能の充実強化

すべての地方公共団体が自ら責任ある監査を実施するため、監査の独立性・専門性をさらに強化する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 監査体制の強化

地方公共団体に係る監査は、個々の団体ごとに、監査委員及び補佐する専任の監査事務職員により、責任をもって実施することが基本であることを明確に位置づけるとともに、その実効を高らしめるため、執行部における内部統制の充実を図ること。

#### 2 監査委員の独立性の確保

監査の独立性を図るため、監査委員は議会において選任できるようにし、議員・OBの選任制限を設けることなく、幅広い人材を確保できるようにすること。

#### 3 外部監査の見直し

監査委員の監査とは別に外部監査が必要とされる際、現行の契約に基づく外部監査人による監査に替わり、独立性・専

門性が高く、低廉なコストで外部監査が実施できる地方公共  
団体共同の監査法人組織について検討すること。



## 第6 農業・農村振興対策の強化

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化による担い手の不足の深刻化、耕作放棄地の増加、農村の活力の低下、国際化の一層の進展等の影響により、危機的な状況にある。

このような現状を打開するため、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保など食料の安定供給確保、農業の持続的発展、農村の振興など農業の体質強化に向けた総合的な施策を展開することはもとより、農業・農村がもつ潜在能力を十分に発揮できるよう、思い切った農業政策を確立することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 食料・農業・農村施策の推進

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」を着実に推進するため、所要の財源を確保の上、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 「第2次食育推進基本計画」の実施にあたっては、地産地消の取組みの推進や地域農業の活性化に結びつく対策を引き続き推進するものとする。

## 2 食の安全・安心の確保

- (1) 食品の安全を一元管理する「食品安全庁」の創設の検討にあたっては、町村、事業者及び消費者等と事前に十分協議すること。
- (2) 口蹄疫、鳥インフルエンザ及びBSEによって風評被害の損害が生ずる場合については、補てんするスキームを国の責任において構築すること。
- (3) 米国産牛肉の取り扱いについては、安全性の確保に万全を期すとともに、消費者の信頼を得るための措置を講じること。

また、輸入食品に対する検査・検疫体制を抜本的に強化し、監視の徹底を図ること。

- (4) 輸入品を含めた多くの食品へのトレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）・システムの導入を推進すること。

また、食品表示（遺伝子組換え食品を含む。）の適正化を徹底するとともに、不正を見逃さない監視体制の抜本的強化を図ること。

## 3 地域農業の体質強化

- (1) 地域農業の実情に応じた担い手を育成するため、中核的な担い手となる認定農業者等に対する支援を強化すると

ともに、高付加価値農業への取組みを支援するための経営構造対策を推進すること。

- (2) 新規就農を促進するため、情報提供、技術・経営研修、雇用就農、資金貸付等の各分野にわたる総合的な対策を推進すること。
- (3) 優良農地の確保及び有効利用を促進するため、不在地主の農地等に対する適切な管理や耕作放棄地の発生防止・解消に向けた対策を強化すること。

また、農地法の改正により、農地の権利移動や遊休農地対策などの強化された市町村の役割を円滑に執行できるよう、実情に即した財政措置を講じること。

- (4) 米・麦・大豆等に対する戸別所得補償制度については、地域農業の担い手の体質強化につながっているかを検証したうえで、その結果を生産者及び町村に報告すること。
- (5) 米粉・飼料用米等の生産拡大により水田等を有効活用する取組みに対する支援を拡充するとともに、米粉・飼料用米等の需要拡大施策を推進すること。

また、米の転作作物への助成については、地域の創意工夫を生かせるよう自主裁量部分を設けること。

- (6) 野菜、果樹等を生産する農家については、農家間で不公平が生じることのないよう、戸別所得補償制度と同等の補償制度（収入保険等）を導入すること。

(7) 畜産業の継続的な経営安定のため抜本的な対策を講じる  
こと。

また、配合飼料価格の高騰に対応するため、配合飼料価格安定制度の適切な運用を図ること。

#### 4 農業委員会の必置規制の緩和

農業委員会の「必置規制」を、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に設置できるようにすること。

#### 5 農業基盤の整備促進と農村の振興

(1) 「農地・水・環境保全向上対策」については、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の保全が図られるよう、地域の実情に応じた財政措置を講じること。

(2) 農業生産基盤に係る災害を防止するための事業を推進すること。

(3) 「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実施団体からの要望を踏まえ、所要額を確保すること。

(4) 農村経済の発展に資するため、農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を推進すること。

(5) 農産物からエネルギーや素材の供給という新たな役割が

期待されるバイオマスについて、特に食料と競合しない稲わら等の未利用バイオマスの研究開発や利活用のための対策を推進すること。

- (6) 農村を活性化するため、グリーン・ツーリズムをはじめとする農村と都市との共生・対流を図るための対策を積極的に推進すること。
- (7) 中山間地域の多面的機能の維持・増進を図るため、自律的・継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組みに対する財政支援を充実すること。
- (8) 農業・農村の6次産業化の施策の実施にあたっては、農林水産業と商業、工業が連携する「農商工連携」を踏まえ、農業経営の所得向上及び農村地域の雇用創出等を講じること。

## 6 国際交渉への取組の強化

- (1) WTO農業交渉にあたっては、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正など我が国の提案が最大限反映されるよう、積極的な交渉を行うこと。
- (2) EPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）交渉においては、我が国農業の実情に配慮した交渉を行うこと。  
特に、オーストラリアとのEPA交渉にあたっては、農業・農村の公益的機能の発揮と国内自給による安全保障

の確保を基本とし、米、小麦、牛肉、砂糖、乳製品などの重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

- (3) 国内の農林漁業生産額の減少・食料自給率の低下をもたらすT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加はしないこと。

## 第7 森林・林業・山村振興対策の強化

我が国の林業は、国産材需要に回復の兆しがあるものの、担い手の減少や木材価格の低迷により、生産活動が停滞する厳しい状況にあり、これに伴い、間伐等の施業や伐採後の植林が行われない森林が増加するなど、森林の機能が著しく低下している。また、山林取得が活発化しており、我が国の水資源・森林資源の保全がおびやかされている現状もある。

一方で、森林の有する自然災害防止、国土保全、水源涵養、といった多面的機能を恒久的に発揮させることが強く求められており、特に京都議定書に基づく温室効果ガス6%削減約束の達成には、森林による二酸化炭素吸収量の確保が不可欠である。

そのためには、政府が策定した「森林・林業再生プラン」が掲げる森林の多面的機能の発揮、林業・木材産業の再生、低炭素社会への貢献という三つの基本理念を着実に実践することが重要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

## 1 森林・林業施策の推進

(1) 「森林・林業基本計画」に基づき、森林の多面的機能の発揮と林産物の安定的供給及び利用に関する目標の達成に向けて、森林・林業施策を総合的に実施すること。

また、基本計画の見直しにあたっては、厳しい現状にある町村の森林・林業・山村の実態を十分に踏まえて検討すること。

(2) 「京都議定書目標達成計画」に掲げられた森林による温室効果ガス吸収量を確保するため、「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」等に基づく吸収源対策を推進すること。

(3) 森林の公益的・多面的機能を持続的に発揮させ、森林・林業対策を強化するため、新たな税財源として、全国森林環境税の創設など、国民的支援の仕組みを構築すること。

## 2 森林整備の促進及び森林保全の確保

(1) 多様で健全な森林の整備・保全を図るため、「森林整備保全事業計画」の実施にあたっては、放置森林や不在村地主の増大を踏まえ、目標の達成に向け着実かつ効果的な事業の実施を図ること。

また、間伐等の保育を適切に実施するとともに、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の森林整備を推進するこ



と。

- (2) 官民一体となって適切な森林の整備・保全、国産材利用などの取組みを行う「美しい森林づくり推進国民運動」を積極的に推進すること。
- (3) 外国資本等による森林買収を不安視する声が高まっていることを踏まえ、森林法の改正による森林土地所有者の市町村長への届出が確実に実施されるよう周知の徹底を図ること。
- (4) 我が国の森林資源については、安全保障及び公益性の観点から、取引に関する規制の法制化を早急に図ること。
- (5) 山林地域における地籍調査の進捗率が42%と低いことから、調査を早急に推進し、所有権及び境界等の実態を速やかに把握すること。
- (6) 自然災害の防止、水源の涵養など国土保全の重要な役割を担う保安林の計画的な指定及び整備を推進するとともに、適切な管理を行うこと。
- (7) 「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実施団体からの要望を踏まえ、所要額を確保すること。

また、森林病害虫による森林被害を根絶するため、広範な防除対策を積極的に実施すること。

### 3 地域林業の体質強化

- (1) 持続的で健全な林業経営体を育成するため、林業・木材産業構造改革を推進するとともに、金融・税制上の支援措置を拡充すること。
- (2) 林業就業者の育成・確保に関する対策を充実させること。特に、緑の雇用担い手対策事業については、引き続き実施すること。
- (3) 地域林業の中核的役割を担う森林組合等の健全な育成を図るため、組織及び経営基盤の強化を推進するための必要な施策を講じること。
- (4) 林業・山村の6次産業化の施策の実施にあたっては、林業経営の所得向上及び山村地域の雇用創出等を講じること。
- (5) 山村を活性化し、豊かな山村社会の形成に資するため、基幹道路網の整備を促進すること。
- (6) 都市と山村の共生・対流を促進し、山村の活性化に寄与するため、里山の再生・整備・利用を推進すること。

### 4 林産物の安定的供給

- (1) 木材産業の事業基盤を強化し、国際競争力のある国産材を大量かつ安定的に供給するため、森林施業の集約化を推

進するとともに、木材加工流通拠点施設の整備を促進すること。

- (2) 国産材の需要拡大を図るため、国産材を利用した場合の優遇措置や、国産材で公共・公用施設を新改築する町村に対する財政措置を講じるとともに、安全性を損ねない範囲で建築基準法等の規制を緩和すること。

## 5 国際交渉への取組の強化

WTO交渉やEPA、FTA交渉にあたっては、国内林業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

## 第8 水産業・漁村振興対策の強化

水産物の世界的需要が高まる中、我が国の水産業を取り巻く環境は、水産資源の枯渇、漁業従事者の減少・高齢化による担い手不足、輸入の増大による水産物価格の低迷など極めて厳しい状況にある。

これら厳しい状況に対処するには、「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施し、水産物の安定供給確保、水産業の持続的発展、漁村の振興など総合的な水産業施策を展開することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 水産業・漁村施策の推進

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、「水産基本計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進すること。

#### 2 水産物の安全と安心の確保

- (1) 輸入品を含めた水産物の安全性を確保するため、生産段階から加工、流通段階に至る一貫した衛生管理体制を推進

すること。

- (2) 食品としての水産物及び水産加工品の安心を確保するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する施策を強化すること。

### 3 水産物の安定的供給の確保

- (1) 排他的経済水域内等の資源を回復させるため、TAC（漁獲可能量）制度等の適正な運営を図るとともに、資源回復計画の作成及び円滑な実施を推進すること。
- (2) 排他的経済水域内における外国漁船の違法操業を防止するため、監視・指導・取締体制を一層強化すること。
- (3) 栽培漁業、海面養殖業及び内水面漁業・養殖業の振興を図るため、「つくり育てる漁業」を推進すること。
- (4) 養殖業者等の安定的な経営を図るため、コイヘルペス等魚類防疫対策を強化すること。

### 4 漁場環境保全対策の推進

- (1) 漁場環境の保全を図るため、藻場・干潟の保全・造成を推進すること。
- (2) 有害物質、有害プランクトン等による水質汚濁を防ぐため、各種水質保全対策を強化すること。
- (3) 海上災害に起因する海洋汚染の未然防止策を徹底する

こと。

- (4) 内水面の生態系保全のため、有害生物や外来魚等の対策を推進すること。

## 5 地域漁業の体質強化

- (1) 我が国漁業を存続させ水産食料の安定供給を図るため、漁業用燃油価格が再び高騰する場合に備えて影響を軽減する補填措置、金融税制対策、省エネルギー型漁業の普及など必要な対策を講じること。

特に、漁業経営の安定経営改善のための融資制度を拡充するとともに、無担保・無保証人の「漁業緊急融資保証制度」を延長すること。

- (2) 「漁業所得補償制度」を導入する場合は、町村に負担が生じることのない制度設計を行うこと。
- (3) 水産加工業及び水産流通業の基盤強化を支援すること。
- (4) 漁業従事者の確保・育成を図るため、漁業技術の習得や経営管理能力の向上に関する支援を推進すること。
- (5) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき、漁場・漁港の一体的な整備を推進すること。
- (6) 漁村を活性化するため、漁村の総合的な整備を行うとともに、ブルーツーリズムを推進し、漁村と都市との共生・対流を図ること。

- (7) 漁業・漁村の6次産業化の施策の実施にあたっては、水産業経営の所得向上及び漁村地域の雇用創出等を講じること。

## 第9 中小企業振興対策の強化

我が国経済を支えている中小企業は、引き続き厳しい経営環境や雇用情勢に置かれている。

経済活力の源泉である中小企業を活性化し、地域再生を図るためには、地域産業の育成、人材の確保、中心市街地の活性化など総合的な施策を展開することはもとより、即効性のある経済対策を引き続き実行することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 地域産業の育成及び人材の確保

- (1) 中小企業を活性化し、地域経済の自立化を図るため、産業クラスター計画を推進すること。

また、「中小企業地域資源活用促進法」等に基づき、地域資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業を行うための施策を充実すること。

- (2) 「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業における新連携、創業、経営革新への取組みを支援するための施策を充実すること。

- (3) 伝統的工芸品産業の振興を図るため、技術の承継、意匠



の開発を図るとともに、製作、販売の場の提供などに対し積極的な支援を行うこと。

- (4) 中小企業の健全な発展のため、中小企業の中核を担う人材を確保・育成する事業を拡充すること。

また、商工会等の中小企業を支援する人材の確保とその資質を向上させるための事業を充実すること。

- (5) 農林水産業者との連携により新商品の開発や販路の拡大を図る農商工連携については、地域経済の活性化につなげるための支援策の強化を講じること。

## 2 町村の中心市街地の活性化

- (1) 地域中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備及び商業施設の整備促進を図ること。

併せて、商店街活性化のための総合的な支援を行うこと。

- (2) 大型商業施設の立地については、周辺市町村による広域調整による仕組みを導入するとともに、公共的見地に立った土地利用制度の確立を図ること。

## 3 中小企業金融対策の充実強化

資金繰りが悪化している中小企業の事業継続や雇用を守るため、資金需要に十分対応しうる信用保証や融資制度の拡

充を継続すること。

## 第10 環境保全対策の推進

地球温暖化対策など環境問題が世界的な取組みとなる中で、政府は温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%削減するという目標に向け、あらゆる政策を行う必要があるとしており、町村においても、地球温暖化対策を推進していくことが求められている。

これを実現するため、温室効果ガスの排出削減、自然の恵みの享受と継承、3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）〕を通じた資源循環に重点を置いた施策を推進するとともに、町村が廃棄物処理や環境保全を総合的、計画的に展開する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 地球温暖化対策の推進

- (1) 町村が、その自然的社会条件に応じた地球温暖化対策の取り組みを推進できるよう、必要な税財政上の措置その他の措置を講じること。
- (2) 町村の「実行計画」に設定した温室効果ガス削減目標を達成できるよう、積極的な支援体制を構築するとともに、

環境教育を推進すること。

## 2 循環型社会システムの構築

- (1) 「第2次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、地域循環圏の構築を推進するための適切な措置を講じること。
- (2) 容器包装リサイクル制度を維持するため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、デポジット制度の導入など事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管にかかる町村と事業者の費用負担及び役割分担を確立すること。
- (3) 家電リサイクル料金を販売価格に含めるよう家電リサイクル法の改正を図るとともに、不法投棄された廃家電の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。
- (4) 不法投棄車の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。

## 3 廃棄物処理対策の充実強化

- (1) 「廃棄物処理施設整備計画」に基づき、一般廃棄物処理の3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）〕及び廃棄物系バイオマスの利活用推進のため、廃棄物処理施設の計画的な整備を推進すること。

- (2) 廃棄物処理施設の解体に係る適切な措置を講じること。
- (3) 産業廃棄物処理については、最終処分場の確保に対し、必要な財源措置を行うとともに、周辺地域の環境保全に対し、万全を期すること。
- (4) 産業廃棄物の不法投棄については、監視体制の充実により、未然に防止するための対策を強化すること。
- (5) PCB廃棄物、石綿含有廃棄物及び処理困難な廃棄物については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の拡大と監視体制の強化を図ること。
- (6) 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置について、法制化を早急に図ること。
- (7) 座礁船の船体撤去については、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担する場合があるため、全て国の責任において必要な措置を講じること。

#### 4 有害化学物質対策の強化

- (1) ダイオキシン類等の有害化学物質の発生を防ぐため、ダイオキシン類排出抑制等の技術支援を強化すること。
- (2) 生体に悪影響を及ぼすとされるいわゆる環境ホルモンについて、早急にその有害性及び環境リスクを解明し、法規制などの抜本的対策を講じること。

## 5 生物多様性の保全

生物多様性保全活動促進については、鳥獣被害対策との整合性を図るため、その実施主体を都道府県に変更すること。

## 第11 情報化施策の推進

いつでも、どこでも、誰でも、ゆとりと豊かさを実感できるユビキタスネット社会の早期実現のためには、高度ネットワークインフラなどICT基盤整備を積極的に促進するとともに、デジタル・ディバイドの解消、電子自治体の推進、人材の育成など総合的な情報化施策の推進が不可欠である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 情報化施策の推進

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用については、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、市町村が行うバックアップ、個人情報保護及びセキュリティ対策に対する技術的支援を充実すること。

さらに、「社会保障と税に関わる番号」については、住民基本台帳ネットワークシステムを取り入れた制度を創設すべく所要の法整備を早急に図ること。

- (2) 地域情報化のための地域公共ネットワークの整備を推進するとともに、地理的条件不利地域におけるデジタル・ディバイドを解消するため、移動通信用鉄塔、民放テレビ放

送難視聴解消施設、インターネット基盤、光ファイバ網、CATV施設等の整備を促進すること。

- (3) 障害者、高齢者等を含めた誰もがICTを活用できる情報バリアフリー環境を実現するための措置を講じること。
- (4) 総合行政ネットワークや行政手続のオンライン化にかかる基盤整備に対する支援の充実及び利活用の一層の促進を図ること。
- (5) ICT社会に対応した人材を育成するため、学校教育の情報化、情報リテラシーの向上、専門家の育成など総合的な施策を展開すること。



## 第12 地域保健医療の向上

我が国の医療をとりまく環境は、産科医、小児科医をはじめとする医師不足や診療科及び地域における医師の偏在の問題など極めて深刻な状況にある。

また、地域医療の確保のため重要な役割を果たしている自治体病院等は、採算性の確保が難しい医療を担っていることなどから、その多くが厳しい財政状況にある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 地域保健の充実

- (1) 保健師、助産師、栄養士等の養成確保を図るとともに、地域の実情に応じた適切な配置ができるよう配慮すること。
- (2) アスベストによる周辺住民等の健康被害について、引き続き実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する検診、医療費補助等の必要な措置を講じること。

また、健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するため、「アスベスト問題に係る総合対策」を強化し、万全の措置を講じること。

## 2 地域医療体制の整備

- (1) 産科医・小児科医・麻酔科医等をはじめとする医師不足や女性医師の離職、出産・育児等との両立、地域間・診療科間の医師偏在の実態を踏まえた医師確保対策を講じること。
- (2) 過疎地域等への医師の勤務を義務付ける全国的なシステムを緊急に構築すること。
- (3) 看護師等の養成を図るとともに、地域の偏在について早急に改善策を講じること。
- (4) 地域医療の中核として重要な役割を果たしている自治体病院等が健全かつ安定した経営を維持できるよう適切な財政措置を講じること。
- (5) 救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターの整備促進を図ること。

特に、周産期医療及び小児救急医療体制の充実強化を図るとともに、産科、小児科に対する診療報酬の改善を図ること。

## 3 へき地保健医療の確保

- (1) 「第11次へき地保健医療計画」に基づき、へき地における医療施設の整備、医療従業者の確保、情報通信の活用

等、総合的なへき地保健医療対策を一層推進すること。

(2) へき地における総合医の養成・確保については、早急に対策を講じること。

(3) ドクターヘリ等救命救急ヘリコプター、巡回診療車(船)等の適切な運用を図ること。

#### 4 新型インフルエンザ対策について

(1) 新型インフルエンザのように未知の感染症が発生した場合には、国の責任において全国統一的にワクチン接種を実施するとともに、国の具体的な役割と責任を明確にし、確実な財政措置を行うこと。

(2) 今後検討する強毒性インフルエンザに係る総合的な対策の構築にあたっては、その重要な柱となるワクチン接種のあり方について、地方と十分協議し、その意見を踏まえ、予防接種法の抜本的な改正を講じること。

## 第13 医療保険制度の改善

厳しい経済情勢や就業構造の変化、高齢者や低所得者の増加等により、国民健康保険財政は極めて厳しい状況にある。

国民皆保険制度を堅持し、我が国社会の安定を確保するためには医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、国保と被用者保険との一本化が必要である。

また、後期高齢者医療制度については、現在、現行制度廃止後の新たな制度のあり方について検討が行われている。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 医療保険制度の一本化の積極的な推進

我が国の医療保険制度の将来像を明確化し、各医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化を積極的に推進すること。

#### 2 国民健康保険財政制度の見直し

- (1) 高齢者や低所得者の増加、医療費の高騰等により、一般住民の命を支える国民健康保険財政はますます厳しくなっており、市町村は多額の貴重な一般財源を国民健康保険会

計へ繰り入れている。これが市町村財政の窮乏化の大きな要因となっていることから、国が主体となって運営すべきであるが、まずは、都道府県で国民健康保険の運営を行うこと。

- (2) 国民健康保険の財政基盤強化策の拡充強化を図るとともに、国庫負担金割合の引き上げを行うこと。
- (3) 診療報酬体系及び薬価基準を見直し、医療費の適正化を図ること。
- (4) 保険料(税)負担の平準化のための適切な措置を講じること。
- (5) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。
- (6) 特定健康診査・特定保健指導が円滑に実施されるよう適切な措置を講じること。

### 3 高齢者医療制度について

- (1) 新たな制度の構築にあたっては、財政基盤の強化及び運営責任の明確化などの観点から、国が主体となって運営すべきではあるが、まずは、都道府県で運営を行うこと。

また、高齢者医療制度に係る負担軽減措置については、平成24年度以降も国の責任において万全の措置を講じること。

- (2) 新制度発足に伴う事務経費や電算システム経費等につ

いては、必要な額を確実に確保するとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間を設けること。

## 第14 老人保健福祉対策の充実強化

平成22年国勢調査（抽出速報）では、65歳以上の高齢者の人口割合が23.1%と前回（平成17年）に続き世界最高となり、しかも、その15.6%に当たる457万7千人が一人で暮らしている。

こうした超高齢化社会を迎える中、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会をつくるため、老人保健福祉対策のさらなる充実を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 介護保険制度の円滑かつ安定的な運営

- (1) 将来にわたり安定的で持続可能な介護保険制度を維持するため、保険者たる町村の意見を十分に尊重し、負担と給付の関係の適正化を図ること。
- (2) 「自立支援」と「在宅重視」の基本理念に則り、被保険者が重度の要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅生活が継続できるように在宅支援体制の整備を図ること。
- (3) 調整交付金については、国庫負担の外枠として措置する

とともに、財政安定化基金に係る財源は町村の負担としないこと。

(4) 介護が地域の雇用の場として成長していけるよう、介護職員の処遇改善のための「介護職員処遇改善交付金」については、平成24年度以降も継続すること。

(5) 介護報酬の算定基準について、事業者が適切な運営とサービスの質の確保ができるよう、各種介護保険サービスの実態を十分踏まえ、適切な見直しを行うこと。

また、地域性にも十分配慮したものとすること。

(6) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員等の研修を充実すること。

## 2 老人保健福祉対策の強化

(1) 健康づくりの拠点としての介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の機能の複合化が図られるよう制度を明確化し、適切な措置を講じること。

(2) 寝たきり予防対策や生きがい対策など介護予防・生活支援事業が積極的に実施できるよう適切な措置を講じること。

(3) 認知症の高齢者に対する総合的対策の推進を図ること。

(4) 働く意欲のある高齢者が多様な就業の機会を確保できるよう、雇用対策を充実させること。



## 第 15 少子化・社会福祉対策の強化

平成 22 年の合計特殊出生率は 1.39 ポイントと、前年( 1.37 ) に比べ微増には転じているものの、少子化の傾向に歯止めがかかったとはいえない状況にあり、急激な高齢化と同時に進行することで、生涯年齢人口が減少するなど、経済社会に大きな影響が及んでいる。

また、障がい者及び障がい児が自立した日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、福祉施策を推進する必要がある。よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 少子化対策の推進

- (1) 「子ども・子育てビジョン」を着実に推進すること。
- (2) 平成 24 年度以降の子どものための現金給付については、国が責任をもって負担すること。

また、システム改修については、準備期間を十分確保し、制度改正の周知徹底を図るとともに、それに係る費用については、全額国費とすること。

- (3) 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）事業については、平成 24 年度以降も継続するとともに、更な

る財政措置の拡充を図ること。

- (4) 幼保一元化等を含む子ども・子育て新システムの構築にあたっては、児童人口減少地域の実情が反映できる制度とするとともに、具体化の際、現場に混乱を招かぬよう、幅広い観点から十分な検討を加えること。
- (5) 妊婦健診への公費負担（14回分）及び出産育児一時金（42万円）の現行制度を恒久化するとともに、費用負担については、全額国費で実施すること。
- (6) 中学校卒業までの医療費の無料化を全国一律の制度として創設すること。
- (7) 男女共同参画社会づくりに向け、第2次基本計画を着実に推進すること。
- (8) 若者の就労支援等の自立促進を図ること。

## 2 障がい者福祉対策の強化

- (1) 「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定にあたっては、市町村と十分に協議するとともに、現場に混乱が生じることのないよう、適宜適切な情報提供を行うこと。  
また、新制度発足に伴うシステム改修費等の経費については、全額国庫負担とすること。
- (2) 心身障害者（児）福祉施設の整備促進を図るとともに、各種公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化に係る

適切な措置を講じること。

## 第16 教育・文化の振興

将来を担う子どもや青少年の育成を目指して創造的で豊かな心を育てる教育の実現を期するとともに、国民の生涯にわたる教育、文化等の振興・充実を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 義務教育の充実改善

義務教育については自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらした教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。

#### 2 教育委員会の必置規制の緩和

教育委員会の「必置規制」を、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に設置できるようにすること。

#### 3 児童生徒の安全対策等の強化

- (1) 登下校中に児童生徒が犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、安心して学べる環境を確保するため、通学路や小中学校内の警備・警戒体制を強化する「地域ぐる

みの学校安全体制整備推進事業」について必要な財政措置を講じること。

(2) 児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、大地震など災害時における地域住民の応急避難場所の役割を果たすことから、学校施設の耐震化について必要な財政措置を講じること。

(3) いじめ、暴力行為や不登校など児童生徒の問題が依然として憂慮すべき状況にあり、高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を活用するなど学校におけるカウンセリング機能を拡充するとともに、効果的に配置できるよう適切な措置を講じること。

#### 4 学校における食育の推進

学校給食における地場産物の活用や米飯給食を推進するとともに、学校における食育の充実を図ること。

#### 5 へき地学校の通学条件の改善

遠距離通学費及びスクールバス・ボート等購入費に対する必要な財政措置を講じること。

#### 6 小・中学校等放送受信料免除措置の継続

小学校、中学校等に対する放送受信料免除措置は、今後と

も継続すること。

## 7 青少年健全育成対策の充実

青少年がインターネットを介して犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増えていることから、家庭、学校並びに地域社会が一体となって健全育成機能の強化と青少年を取り巻く社会環境の整備等、基本的かつ総合的な対策の充実強化を図ること。

## 8 文化財保護の充実

文化財の保存対策の万全を期するため、国・都道府県・市町村の責任範囲を明確化するとともに、史跡等文化財保護に対して適切な措置を講じること。

## 第17 生活環境施設の整備促進

水・緑豊かで潤いや景観、文化、観光交流等に配慮した環境整備を推進し、豊かさを実感できる地域社会を構築する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 水道施設の再構築及び安全強化

老朽化した水道施設の再構築事業及び安全強化について財政措置を講じること。

#### 2 下水処理施設の整備促進

(1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村の下水道施設整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、特定環境保全公共下水道事業の整備を図ること。

(2) 汚水処理事業の効率化を図るため、処理施設の相互接続の弾力化等を図ること。

(3) 生活排水等による公共用水域の汚濁防止等を推進するため、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業

の推進を図ること。

### 3 公園等の整備促進

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村における公園の整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。
- (2) 良好な水辺空間を創造する事業や多自然川づくりなど、潤いのある河川環境を保全・創出する事業を積極的に推進すること。



## 第 18 国土保全・防災対策の充実強化

今後、想定される東海地震、東南海地震・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備え、災害対策を抜本的に見直すとともに、台風、集中豪雨に備えるための各種災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等関連諸施策等の総合的な推進を図る。

特に、地域住民の生命・財産を守るため、常備消防・消防団の充実し、消防力の強化を図るとともに、消火・救急・救助体制の整備が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 大規模災害対策の確立

- (1) 将来、発生が予想される地震、津波等による大規模かつ広域的な災害に対応するため、防災基本計画の抜本的な見直しを図ること。
- (2) 巨大津波の発生に備え、全国の海岸地域の津波対策を抜本的に見直すこと。
- (3) 膨大な災害廃棄物が生じた場合の広域的な処理体制を確立すること。

- (4) 大規模災害発生時に大量の避難民が発生した場合に備え、応急仮設住宅用の土地及び被災者用住宅を事前に確保すること。
- (5) 役場機能が滅失した場合に備え、広域的なバックアップ体制を確立すること。

## 2 国土保全対策の強化

社会資本整備重点計画に基づき、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業を積極的に推進すること。

## 3 地震・津波・火山噴火対策の強化

- (1) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設や基幹となる交通・通信施設等の災害に対する安全性・信頼性を強化すること。
- (2) 避難住民の安全性を確保し、避難活動を迅速かつ的確に行うため、防災公園、緑地、学校等避難地の整備と避難路の確保を図るため、必要な財政措置を講じること。
- (3) 地震・津波・火山噴火予知観測網の整備を促進するとともに、予知観測施設の強化及び災害予報体制を確立すること。

#### 4 消防体制の充実強化

- (1) 平成24年度までの消防の広域化の実現にあたっては、町村の実情を十分考慮し、必要な財政措置を講じること。
- (2) 多様化する災害に対応するため、消防の科学化を促進するなど消防防災施設整備について、適切な措置を講じること。
- (3) 災害時における的確な情報の収集・伝達を行うため、防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備をはじめ高度防災情報通信体制の整備促進を講じること。
- (4) 救急現場・搬送途上の医療を充実するため、高規格救急自動車、消防防災ヘリコプター、高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに、救急救命士の養成確保と能力拡大を図ること。
- (5) 山村豪雪地域、過疎地域、離島等の厳しい自然条件下にある町村に対し、それぞれの実情に即応した消防施設の整備について、適切な措置を講じること。

#### 5 消防団の活性化

- (1) 消防団は地域防災体制の中核的存在として重要な役割を果たしているため、多くの住民が参加しやすい環境を作るとともに施設装備及び教育訓練等の充実を図ること。
- (2) 消防団員に対する報酬・出動手当の引上げ、公務災害補

償の充実及び退職報償金の改善措置等の処遇の改善を行うことにより、消防団の活性化を図ること。

(3) 団員の確保を図るため、国における啓発及びPRを含め適切な措置を講じること。

## 6 国民保護法制の円滑な運用

国民保護に必要な資機材等の整備支援や地方公共団体の危機管理研修の充実強化等、有事における国民保護に関する措置を充実すること。

## 第19 地域改善対策の推進

同和問題は、日本国憲法で保障された国民の基本的人権にかかわる重要な問題であり、これまで国及び地方公共団体は地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境整備等の諸対策を実施し、一定の成果をあげてきた。

しかしながら、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」とする。)が失効した現在も、未だ多くの課題が残されており、引き続き課題の解決に向けた積極的な取り組みが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 一般対策事業の円滑な実施等

- (1) 「地対財特法」失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による施策を実施する町村に対し、十分な財政措置を講じること。

## 2 実効性のある人権救済制度の確立

独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。

## 第20 交通体系の整備促進

日常生活の基盤としての町村道、並びに高速自動車国道等の道路網の整備を図るとともに、地方における交通体系を整備促進する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 道路網の整備促進

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう、財政措置を充実すること。
- (2) 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を推進すること。
- (3) 道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の判断にあたっては、町村の意見を十分踏まえ、災害防除対策、交通安全施設整備など地域の実情を適切に反映すること。
- (4) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するため、適切な財政措置を講じること。

## 2 地域交通対策の促進

- (1) 地域住民に不可欠な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村の実情に鑑み、路線維持対策に必要な財政措置を講じること。
- (2) 離島航路、ローカル鉄道などの地域公共交通の維持・再生については、適切な財政措置を講じること。

## 3 鉄道、空港、港湾の整備促進

- (1) 整備新幹線の既着工区間及び新規着工区間の建設を促進するとともに、未着工区間についても整備スケジュールを明確化するなど、新幹線鉄道網の整備を推進すること。
- (2) 地方空港路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な便益を与えていることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。
- (3) 国内及び国際物流と交流の拠点となる港湾施設の整備を推進すること。



## 第21 国土政策の推進

少子・高齢化の急速な進展、グローバル化、ICTの発展等環境の変化に即応して、国土の均衡ある発展を推進し、それぞれの地域が特性に応じた役割を担いつつ、個性と活力のある地域づくりを推進する必要がある。

また、原子力発電への依存度を強める方向を目指してきたが、東日本大震災の発生により、深刻な原子力災害を引き起こした状況を踏まえ、国の責任において、既存の原発の安全規制等についても抜本的な見直しが求められている。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 国土形成計画法に基づく「国土形成計画」の推進

国土形成計画(全国計画)を実施するにあたっては、美しく暮らしやすい農山漁村地域を形成するための振興対策を推進すること。

#### 2 国土調査事業の強化及び土地台帳の制度化

全国の土地所有・利用実態を速やかに把握するため、土地台帳制度を構築し、地籍調査については公共事業により推進

を図ること。

### 3 エネルギー対策の推進

- (1) 東日本大震災に伴う原子力災害を踏まえ、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の地域資源を活用して環境負荷の小さい再生可能エネルギーを積極的に導入し、エネルギー自給率の向上に寄与できるよう、支援措置を講じること。
- (2) 住民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給に努めるとともに、発電コストの増加を抑え、安易に電気料金の引き上げを行わないようにすること。
- (3) 深刻な原子力災害を踏まえ、周辺住民の安全を確保する観点から、検査体制の強化や地元町村への迅速な情報提供を徹底すること。
- (4) 原発の安全規制体制に対する信頼性を回復させるため、一元的な国の検査・監督の体制を確立すること。
- (5) 水力・火力・原子力発電等エネルギー施設の立地地域に対して、電源立地地域対策交付金をはじめとする財政措置の充実強化を図ること。

### 4 水資源対策の推進

- (1) 水源地域における生活環境、産業基盤を整備し、水源地

域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法成立前の既設ダムを有している町村を含め、ダム所在町村に対するきめ細かな財政措置を講じること。

また、水源地域における廃棄物の不法投棄防止のため、監視体制の強化等、水道の安全性の確保を図ること。

- (2) ウォータープラン 2 1 に基づき、異常湧水等に対応した安定的な水資源を確保するため、総合的な水資源開発にかかる施策を推進すること。
- (3) 水源複層林の整備及び水源林対策の拡充を図るとともに、放置山林の対策を強化すること。

## 第22 北方領土の早期返還の実現及び竹島の領土権確立

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島からなる「北方四島」及び島根県隠岐島北西85海里に位置する「竹島」は我が国固有の領土である。

しかしながら、北方四島及び竹島の領有権に係る問題は、長年にわたる交渉にもかかわらず、未だ解決されていない。

国においては、これらの問題の解決のため、精力的に外交交渉を行う必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 北方領土の早期返還の実現

北方領土の早期返還は、国民の多年にわたる念願であり、国は、日口両国首脳の合意である「日口関係に関する東京宣言（平成5年10月）」等を踏まえ、今後も引き続き、北方四島の早期返還実現のため、粘り強く外交交渉を続けるとともに、国民世論の啓発及び国際世論の喚起に積極的に努めること。

## 2 竹島の領土権確立

- (1) 我が国固有の領土である竹島の領土権を侵害する動きに対しては、嚴重に抗議を行うとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた強力な外交交渉を行うこと。
- (2) 竹島周辺漁業における安全操業の確保を図ること。
- (3) 竹島問題に対する取り組みを北方領土と同様に強化し、国民への積極的な啓発活動を展開すること。

## 第23 基地対策の推進

基地を抱える町村は、我が国の安全保障の一端を担うと同時に、騒音問題や事件・事故、環境問題など、長年の間、基地の存在による過重な負担を背負っている。

我が国の安全保障に係る負担は、本来国民全体で背負うべきであるが、実際は基地が所在する町村の負担により成り立っているのが現状であり、基地の負担軽減に向けた対応及び特別の財政措置が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 基地の負担軽減対策

- (1) 米軍基地の整理・縮小及び返還を推進すること。
- (2) 国民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に見直すとともに、基地周辺の住民生活の安全確保に万全の措置を講じること。

#### 2 基地対策関係予算の充実強化

- (1) 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)及び施設等所在市町村調整交付金(調整交付金)の充実を図

ること。

- (2) 基地周辺住民の基地に対するさらなる理解と協力を得るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金などの基地周辺対策費を強化すること。

## 第24 特定地域の振興

過疎、半島、旧産炭、豪雪、鉱山所在、離島、沖縄・奄美・小笠原など特定地域の振興を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 過疎地域の振興

- (1) 地方交付税を充実し、過疎地域町村の財政基盤を強化すること。また、過疎地域の自立促進を図るため、過疎対策事業債、辺地対策事業債の所要額を確保すること。
- (2) ソフト対策事業に対する過疎対策事業債の限度額については、地域の実情及び事業の必要性に応じて緩和できるものとする。
- (3) 過疎地域の活性化を図るため、集落対策、都市との交流、人材の育成、多様な主体の協働による地域社会の活性化などのソフト事業に対して支援を強化すること。
- (4) 過疎地域における郵政サービスが果たす役割を十分踏まえ、郵便事業の低下をきたすことのないよう必要な措置を講じるとともに、郵便貯金・簡易保険についても、全国一律サービスの義務を課し、全国の郵便局を通じ公平かつ利



ユーザー本位の簡便な方法で利用できる仕組みを構築すること。

## 2 半島地域の振興

- (1) 半島地域の振興に資するため、関係道府県が策定する「半島振興計画」に基づく施策が着実に実現できるよう金融・税制・財政上の支援措置を充実すること。
- (2) 国土幹線軸からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、港湾等の交通基盤の整備を促進すること。
- (3) 観光基盤の整備を促進し、半島地域の優れた観光資源を活用した観光レクリエーション産業を育成すること。
- (4) 地理的条件から水資源の乏しい半島地域の総合的な水資源対策を推進すること。
- (5) 遅れが著しい下水道処理施設等の整備を促進すること。

## 3 旧産炭地域の振興

産炭地域の振興に大きな役割を果たしてきた国の石炭政策は平成13年度をもって終了し、法失効後の施策として、5年間の激変緩和措置が実施されてきたが、平成18年度をもって終了した。

しかし、多くの旧産炭地域町村においては、今なお人口の流出、財政の悪化、ぼた山・鉱害の残存等多くの課題を抱え

ている。

国は、このような旧産炭地域の厳しい現状を直視し、今後とも地域の実情に即した振興対策を講じること。

#### 4 豪雪地帯の振興

- (1) 平成23年度末に失効する豪雪地帯対策特別措置法第14条及び第15条の特例措置については、これまで特別豪雪地帯における冬期交通確保や教育機会の均等に大きく貢献してきたところであり、適用期限の延長とともに財政措置の拡充を図ること。
- (2) 雪国の特性に応じた豊かな地域づくりを進めるため、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、総合的な豪雪地帯対策を推進すること。
- (3) 冬期交通を確保するため、道路、歩道、鉄道及びバス路線等の除雪・防雪・凍雪害防止対策の充実を図ること。  
また、除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。
- (4) 積雪による通信機能の停滞を防ぐため、通信用施設の整備促進と雪害防除策の強化を図ること。
- (5) 耐雪耐寒構造の文教施設、生活環境施設、社会福祉施設等各種公共施設の整備を促進すること。
- (6) 冬期無医地区等に対する医療体制を強化すること。

- (7) 豪雪地帯町村に対し、地方交付税の傾斜配分強化を図るとともに、地方債の起債枠を拡大すること。
- (8) 雪下ろしが不要となる克雪住宅の普及に係る支援を促進すること。
- (9) 雪処理の担い手を確保するため、ボランティアの育成や地域外からの応援に対する支援策を講じること。
- (10) 雪崩、地すべり、地吹雪等から人命や財産を守るため、雪害防止対策を強化すること。
- (11) 冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防施設・設備の整備に係る財政措置を拡充すること。

## 5 鉱山所在地域の振興

- (1) 鉱山所在地域の振興対策を推進するとともに、税財源対策の強化を図ること。
- (2) 国内鉱山の探鉱開発の推進及び金属鉱産物備蓄制度の充実を図ること。
- (3) 金属鉱業研修技術センター支援措置の強化を図ること。
- (4) 鉱害防止対策の充実強化を図ること。
- (5) リサイクル事業支援の拡充等環境対策の推進を図ること。
- (6) 鉱山跡地の利用等、鉱山資源の活用に対する財政措置の拡充強化を図ること。

## 6 離島地域の振興

- (1) 離島市町村が、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の開発利用、自然環境の保全等の面で果たす国家的役割の重要性に鑑み、平成24年度末に期限切れとなる「離島振興法」を改正・延長すること。
- (2) 「離島振興計画」及び「海洋基本法」により策定された「海洋基本計画」に基づき、総合的な離島振興対策を推進すること。
- (3) 地方交付税の傾斜配分を強化し、過疎対策事業債、辺地対策事業債の確保等により、離島市町村財政の充実強化を図ること。
- (4) 港湾、漁港、道路等の離島振興関係事業を促進するため財政措置の充実を図ること。
- (5) 離島における経済活性化と定住化を図るため、農業・漁業の振興発展を図るとともに、都市と農山漁村の共生・対流を積極的に推進すること。
- (6) 離島における航路について、国道と同等の取り扱いをし、それに見合った運賃・料金になるよう支援措置を講じること。
- (7) 離島における航空路線の維持に係る財政措置を強化すること。
- (8) 離島医療の深刻な事情に鑑み、医師・医療従事者の確保、

救急医療対策の強化並びに病院・診療所の施設整備等の離島医療対策の充実強化を図ること。

- (9) 離島地域の介護保険制度を円滑かつ安定的に実施するため、介護サービス基盤整備等の財政措置を充実すること。
- (10) 離島における公立文教施設の整備並びに伝統的文化の保存・振興を図ること。
- (11) 離島の生活環境等を改善するため、必要な水資源の確保を図るとともに、環境衛生施設等の整備やエネルギー対策の強化を図ること。
- (12) 家電リサイクル法等による「指定引取場所」を離島に設置するとともに、本土に比べ大幅に高額となる収集運搬費用等に対する財政支援措置を拡充すること。
- (13) 離島における地震・津波・火山噴火等に対応するため、観測体制を強化するなど総合防災対策の充実を図ること。

## 7 沖縄・奄美・小笠原地域の振興

- (1) 沖縄の自立的発展の推進を図るため、平成23年度末に期限切れとなる「沖縄振興特別措置法」に替わり新たな法律を制定すること。
- (2) 沖縄の振興を図るため、港湾、漁港、道路及び空港等産業基盤の整備を促進するとともに、医療体制、生活環境施設等住民福祉向上のための財政措置を充実強化すること。

- (3) 奄美群島・小笠原諸島の振興を図るため、交通・観光・産業基盤、生活環境施設等の整備を促進するとともに、自立的発展に向けた島づくりを進めていくための財政措置の充実強化を図ること。

	各 地 区 要 望	
--	-----------	--





## 第1 北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望 (北海道地区)

北海道は国土の22%にも及ぶ広大な面積を擁し、わが国における開発可能性を有する唯一の地域であるが、開発の基礎的条件である交通体系は著しく立ち遅れている。

北の大地・北海道が、21世紀のわが国に大きく貢献していくため、基幹交通体系の整備は緊急課題であるので、次の事項が早急に実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 北海道新幹線の建設促進

- (1) 新函館・札幌間の全線フル規格での1日も早い認可・着工と早期完成
- (2) 新青森・新函館間の早期開業
- (3) 公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担に対する財源措置の充実・強化

#### 2 高規格幹線道路等の整備促進

- (1) 高速自動車道国道の整備促進
- (2) 一般国道の自動車専用道路の整備促進
- (3) 高速自動車国道に平行する一般国道自動車専用道路の建設促進
- (4) 地域高規格道路の建設促進

## 第2 東北地方における高速自動車国道等の整備促進に関する要望 (東北地区)

国土の均衡ある発展を図るためには、基本的な社会基盤である高速交通網の整備が不可欠である。

特に、東北地方においては、道路は日常の生活を支え、経済・文化の交流を活発化させるとともに、産業振興を図るうえで幹線道路網の整備は最重要課題である。

については、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 八戸市から青森市間の「上北横断道路」の早期整備
- 2 下北半島縦貫道路の「有戸北バイパス」・「むつ南バイパス」及び「吹越バイパス」の整備促進
- 3 津軽自動車道の「五所川原市～鱒ヶ沢町間」及び「東北自動車道浪岡IC～青森市浪岡間」の整備計画区間格上げ並びに「五所川原西バイパス」及び鱒ヶ沢道路の整備促進
- 4 東北横断自動車道釜石秋田線（国土開発幹線自動車道）の建設促進
- 5 三陸縦貫自動車道（一般国道の自動車専用道路）の整備促進
- 6 八戸・久慈自動車道（一般国道の自動車専用道路）の整備促進
- 7 日本海沿岸東北自動車国道の「遊佐～象潟間」・「ニッ井白

- 神～あきた北空港間」の整備促進
- 8 東北中央自動車道の「新庄～雄勝こまち間」の事業未着手区間の早期整備手法の明確化・早期事業着手
  - 9 東北中央自動車道の「福島～米沢間」及び「米沢～米沢北間」の早期完成
  - 10 東北中央自動車道の「東根～尾花沢間」及び「南陽高畠～山形上山間」の早期完成
  - 11 東北中央自動車道の予定路線区間「新庄～湯沢間」の基本計画区間の早期格上げ
  - 12 日本海沿岸東北自動車道の「温海～鶴岡間、酒田みなと～遊佐間」の建設促進
  - 13 日本海沿岸東北自動車道の「朝日～温海間」及び「遊佐～象潟間」の早期整備着手
  - 14 常磐自動車道の「常磐富岡～山元間」の整備促進
  - 15 東北中央自動車道の「福島～米沢北間」の整備促進
  - 16 阿武隈東道路、霊山道路（東北中央自動車道に並行する自動車専用道路）の整備促進
  - 17 会津縦貫北道路、会津縦貫南道路、栃木西部・会津南道路（地域高規格道路）の整備促進

### 第3 関東地方における高速交通体系の建設促進に関する 要望 （関東地区）

首都圏に位置する関東各都県の一体的かつ均衡ある発展を図るためには、高速交通網の整備が極めて重要である。

特に、首都圏周辺の道路整備は、順次整備されつつあるが、増大する自動車交通需要への対応が遅れている現状から、引き続き必要な道路財源を確保するとともに地方の意見を十分に反映し、広域的な幹線道路網及び鉄道の整備促進を図ることが必要である。

よって、下記事項の早期実現化を図られるよう強く要望する。

#### 記

- 1 東関東自動車道水戸線の建設促進
- 2 首都圏中央連絡自動車道の整備促進
- 3 関越自動車道に接続する高速道路の早期事業化
- 4 北千葉道路の建設促進
- 5 東京外かく環状道路の建設促進
- 6 第二東名高速道路の事業促進及びインターチェンジの設置
- 7 中部横断自動車道の早期実現
- 8 リニア中央新幹線の早期実現

## 第4 北信越地方における高速交通体系の整備促進に関する 要望 (北信越地区)

日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展と地域の振興を図るためには、新幹線ならびに高規格幹線道路網の早期整備が不可欠である。

特に北陸新幹線は、環日本海時代を迎え、21世紀の全国高速交通体系の柱として、日本海国土軸の形成に必要不可欠な国家プロジェクトであり、大規模災害時等における東海道新幹線の代替補完機能を有する極めて重要な路線である。

また、北信越地方は、豊かな自然と資源に恵まれ、今後大きな開発可能性を有しており、近い将来我が国の中枢となる地域である。

よって、政府ならびに関係機関におかれては、これらの諸事情に鑑み下記事項の早期実現を図られるよう強く要望する。

### 記

#### 1 北陸新幹線の建設促進

- (1) 平成26年度末までの金沢までの開業が一日も早く実現するよう、長野から石川県の白山総合車両基地までの整備を促進すること。また、既に認可申請されている白山総合車両基地から敦賀間について、速やかに認可、着工すること。
- (2) このため、北陸新幹線事業費として十分な建設財源を確

保するとともに、さらなる新幹線整備を促進すべく、新幹線への公共事業費の拡充・重点配分、貸付料等必要な財源を確保され、整備スキームを直ちに見直すこと。

- (3) 災害に強い国土づくり、東海道新幹線の代替補完機能の重要性等に鑑み、大阪までの整備方針の早期に明確化すること。
- (4) 地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないように、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じるとともに、各県への停車の配慮など負担に見合う受益の確保を図ること。

特に、既着工区間の工事費の増額分については、沿線自治体への十分な説明とともに、沿線自治体に新たな負担が極力生じないように対処すること。

- (5) 今後の政府予算において、地方負担の大幅な軽減を図る交付金制度を構築すること。
- (6) 金沢開業時には長野～石川の4県にまたがる長大な区間が並行在来線とされており、また新幹線貸付料にはその赤字解消分も含まれている。平行在来線は、地域住民の交通手段であるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っており、その存続のため、既に経営が分離されている第3セクターへの経営支援の在り方（経営維持の助成措置など）も含め、これまでの枠組みの見直し・再検証を行い、JRからの協力・支援のあり方や新しい財源措置も含め、新たな仕組みを早急に

講ずること。

- (7) 以上、新規着工区間の認可、並行在来線への支援、工事費増額分の対処等の諸課題に対応するため、公共事業費の拡充・重点配分、JRからの貸付料の活用など、幅広い観点から十分な財源を確保すること。

## 2 高規格幹線道路の整備促進

〔国土開発幹線自動車道〕

- (1) 日本海沿岸東北自動車道（朝日まほろば～温海）
- (2) 上信越自動車道（全線4車線化）
- (3) 東海北陸自動車道（全線4車線化）
- (4) 中部横断自動車道（清水～佐久）
- (5) 東北横断自動車道いわき新潟線（全線4車線化）
- (6) 舞鶴若狭自動車道（小浜～敦賀）（近畿自動車道敦賀線）

〔一般国道の自動車専用道路〕

- (1) 中部縦貫自動車道（松本～福井）
- (2) 能越自動車道（田鶴浜～氷見北）
- (3) 三遠南信自動車道（飯田～三ヶ日）

## 3 地域高規格道路の整備促進

広域的な地域の連携強化のため、全国レベルの高規格幹線道路とともにこれと連携する幹線道路ネットワークの軸となる地域高規格道路の整備を促進すること。

## 第5 東海地方における高規格幹線道路網の整備促進に関する要望 （東海地区）

高速自動車国道をはじめとする高規格幹線道路網は、国民生活の向上や活力ある国土形成にとって欠くことのできない極めて重要な社会基盤である。

また、一方で地震や台風などの大規模災害時における緊急交通路、既存道路の代替路、緊急物資の輸送路としても大きな役割を果たすものである。

とりわけ東名・名神高速道路は、わが国の自動車交通の大動脈として、産業経済の発展や国民生活の向上に大きく寄与してきたところであるが、交通量の増大に伴う慢性的な渋滞により、その機能が著しく低下している。

新東名・新名神高速道路は、こうした渋滞を緩和するとともに、東西交通を支える新たな大動脈としてのみならず、東海地方において発生が危惧されている東海地震・東南海地震・南海地震などの発生時や各種産業の活性化及び観光振興などに対しても極めて重要な役割を果たすものである。

また、高規格幹線道路網など幹線道路ネットワークについても、災害・救急医療時や地域間の競争力発揮の基礎インフラとして大変重要であり、未だ未整備区間が多く残されている現状に鑑み、国の責任により着実に整備する必要がある。

よって、国においては、下記事項の実現に向け積極的に取り組まれるよう強く要望する。



## 記

- 1 新東名・新名神高速道路は、国の根幹的な施設であり、早期完成・早期開業に向け着実に事業を進捗すること。
- 2 東海環状自動車道の全面完成に向け、関広見ＩＣ～四日市北ＪＣＴ間において着実に事業を進捗すること。
- 3 近畿自動車道紀勢線（尾鷲市～大紀町間）の早期完成に向け事業を進捗すること。
- 4 伊豆縦貫自動車道の全面完成に向け着実に事業を進捗すること。
- 5 東海北陸自動車道（白鳥ＩＣ～飛驒清見ＩＣ間）の４車線化の促進を図ること。
- 6 名古屋環状２号線の全面完成に向け、西南部・南部（名古屋西ＪＣＴ～飛島ＩＣ間）の早期整備を図ること。

## 第6 近畿地方における高規格幹線道路網等の建設促進に関する要望 (近畿地区)

国土形成計画における「近畿圏広域地方計画」に位置付けられた下記の高規格幹線道路等の早期着工と既着工路線についての早期完成を図られるとともに、紀伊半島縦貫自動車道（新宮市～五條市）、紀淡連絡道路（和歌山市～洲本市）及び東海南海連絡道（伊勢市～五條市）構想の具体化に向けて建設計画を早期に策定されたい。

### 記

- 1 国土開発幹線自動車道
  - (1) 近畿自動車道名古屋神戸線
  - (2) 近畿自動車道紀勢線
  - (3) 中国横断自動車道姫路鳥取線
  
- 2 一般国道自動車専用道路
  - (1) 京奈和自動車道
  - (2) 京都縦貫自動車道
  
- 3 地域高規格道路
  - (1) 鳥取豊岡宮津自動車道

## 第7 中国地方における高速交通体系等の整備促進に関する 要望 (中国地区)

国土の骨格を形成する高速交通網の整備は、地方の自立ある発展はもとより、地域産業の育成や都市と農山漁村との広域にわたる交流を図るため、地方にとっては極めて重要な課題となっている。

中国地方においても、その一体的な発展を図るうえで、高速交通網の整備を促進し、地域間の移動時間の短縮を図ることが特に重要である。

よって、政府並びに関係機関においては、道路整備の遅れている地方に優先的に道路財源を投入し、下記事項の早期実現を図られるよう、強く要望する。

### 記

- 1 中国横断自動車道の早期建設及び実現（姫路鳥取線・尾道松江線）
- 2 山陰自動車道の早期建設（鳥取市～美祢市）
- 3 関門海峡道路（第二関門橋）の早期着手
- 4 地域高規格道路の整備促進
- 5 国道2号及び9号の整備並びに山陰山陽連絡道路の整備促進
- 6 山陰・山陽・四国を結ぶ中四国横断新幹線の早期実現
- 7 広島都市圏交通網の整備促進

## 第8 「四国8の字ネットワーク」の早期整備及び 本州四国連絡道路の通行料金等に関する要望

(四国地区)

「四国8の字ネットワーク」は、高度医療施設への緊急搬送や災害時の輸送などの重要な役割を担うとともに、本州四国連絡道路と一体となり交流の拡大による産業振興や雇用の拡大、広域観光圏の形成など四国の発展に真に必要な道路である。

とりわけ、先の東日本大震災の教訓からも、近い将来発生すると予測される南海地震等による大災害の際には人命救助や緊急支援物資の輸送などまさに「命の道」ともなる。

しかしながら四国内の高規格幹線道路網の現状は、地震の際に津波被害が懸念される東西両地域にミッシングリンクを抱えており、その早期整備は四国にとって喫緊の課題である。

一方、先般国土交通省から発表された、高速道路に対する新しい料金体系や料金施策においては、本州と四国間の料金は現在よりも大幅な値上げとなり、今まで我々が求め続けてきた地域間格差の是正からは大きく後退し、四国の離島性が助長され、人的交流、経済活性化の観点において、厳しい状況下におかれることとなる。

よって、国は次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 四国の自立と発展のために必要不可欠である高規格幹線道路網「四国8の字ネットワーク」の早期実現を図るため、ミッシングリンクについては、国が責任を持って整備計画に位置付け、そのために必要な財源を確保するとともに、現在暫定2車線となっている区間の4車線化について1日も早い整備を図ること。
  
- 2 本州四国連絡高速道路の効果を十分に発揮させ地域間格差を是正するため、高速料金については全国一律料金制度とすること。  
また、フェリーを始めとする公共交通機関が将来にわたって維持存続できるよう効果的な支援を実施すること。
  
- 3 遅れている四国地方の国道、県道、市町村道等については、地域経済や住民にとって利便性が高く機能的で地域の実情に即した道路網として整備を促進するとともに、離島航路の維持存続を図られるよう、十分な支援を行うこと。

## 第9 九州地方における交通網の整備促進に関する要望 (九州地区)

「国土の均衡ある発展」「豊さの実感できる社会」の実現を図るためには、定住と地域振興の基本条件となる基幹交通網、生活・産業基盤等社会資本の整備を着実に推進することが肝要である。

しかしながら、九州域内を循環する高速道路、新幹線などの広域ネットワークの整備をはじめ、各種社会資本の整備は遅々と進まずその整備促進が喫緊の課題である。

また、真に必要な道路網を計画的に整備するためには、地方の声や実情に十分配慮した道路整備のための安定的な財源を確保し、下記事項の整備を積極的に推進されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 新幹線鉄道の建設促進

- (1) 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の建設促進
- (2) 東九州新幹線の整備計画線への早期格上げ
- (3) 九州横断新幹線（大分～熊本間）の整備計画線への早期格上げ

#### 2 在来鉄道線の整備

- (1) 日豊本線高速化、複線化の促進

- (2) 主要幹線鉄道の電化、複線化の促進
  - ・ 鹿児島本線 ・ 篠栗線 ・ 長崎本線 ・ 唐津線
  - ・ 筑肥線 ・ 筑豊本線 ・ 佐世保線 ・ 大村線
  - ・ 豊肥本線 ・ 肥薩線 ・ 久大本線 ・ 日田彦山線
- (3) 地方鉄道対策の推進  
第三セクター鉄道に対する財政支援等の充実強化

### 3 高規格幹線道路等の整備

- (1) 東九州自動車道の早期完成
- (2) 九州横断自動車道長崎線全線4車線化(長崎多良見～長崎間)の早期整備
- (3) 九州中央自動車道の建設促進
- (4) 西九州自動車道の建設促進
- (5) 南九州西回り自動車道の建設促進
- (6) 島原・天草・長島架橋構想の推進
- (7) 有明海沿岸道路の整備促進
- (8) 中九州を横断する幹線道路(大分～熊本間)の早期整備
- (9) 関門海峡道路の整備促進
- (10) 那覇空港自動車道の整備促進
- (11) 地域高規格道路の早期整備
- (12) 主要国道(直轄事業)の整備促進

### 4 空港の整備促進

- (1) 福岡空港、北九州空港、佐賀空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、対馬空港、福江空港、

種子島空港、奄美空港、徳之島空港の整備促進

- (2) 那覇空港第2滑走路の早期整備
- (3) 新石垣空港の建設促進
- (4) 福岡空港の滑走路増設の早期着手・完成
- (5) 福岡空港の総合的調査を踏まえた新空港の調査研究の  
継続

- (6) 北九州空港の貨物拠点化にむけての滑走路延伸
- (7) 地域航空システムの推進

コムーター空港（地域航空用空港）の空港法への位置づけ

コムーター航空の充実強化

離島航空路線の維持充実



